

地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	道路管理課	整理番号	3-232
許認可等の種類	兼用工作物の費用に関する協議				
根拠法令条例等・条項	道路法第55条第1項				
許認可等の概要	兼用工作物の費用に関して、当該道路の管理者は他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)				
期間の制定根拠	—				